

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県がん対策推進協議会条例	公布日	平成19年7月4日
条例番号	平成19年三重県条例第37号	直近改正日	なし
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電話番号	059-224-2294
条例の概要	がん対策基本法第11条第1項により都道府県がん対策推進計画の策定が義務付けられたことを受け、同計画の策定や総合的ながん対策の推進に関する調整事項について審議調査するため、知事の附属機関を設置する。	条例の類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	「がん」は県民の死亡原因の第1位の病気であり、総合的ながん対策の推進について調査審議するために附属機関を設置することは、引き続き必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	附属機関の運営は、県が関与する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	附属機関は毎年度2回程度開催されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	がん対策推進協議会は、総合的ながん対策の推進について調査審議するために設置する附属機関であり、地方自治法第138条の4第3項に基づき条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	本条例の規定は、所掌事務や組織など附属機関の設置に関する基本的事項を定めているものであり、条例で規定すべきと考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正・廃止の必要はない	「条例の概要」欄に記載した附属機関設置の根拠となる条例であり、附属機関設置の必要があることから、見直しの必要はない		無	無